

岐阜市シティプロモーション映像制作業務委託基本仕様書

1 業務の名称

岐阜市シティプロモーション映像制作業務委託

2 業務場所

岐阜市長が指定する場所

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月19日までとする。

4 業務の概要

少子高齢化、人口減少社会の中、まちの賑わいを創出し、活力あふれた都市を維持していくことが喫緊の課題となっている。そのためには、岐阜市の魅力を効果的に発信し、岐阜市の知名度向上及びイメージアップを図ることで、岐阜市への交流人口及び定住人口の増加、市民の岐阜市への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成を行う必要がある。

その目的の達成のため、岐阜市の魅力をストーリー性のある映像とともに最新の技術（ドローン・4K）を用いて、交流人口の増加及び定住人口の増加に繋がる映像をそれぞれ制作し、また、首都圏においてメディアに向けた制作発表会を開催することで岐阜市のPRを行うものである。

5 業務の範囲

- (1) シティプロモーション映像の制作
- (2) 首都圏での制作発表会の開催

6 業務内容

- (1) シティプロモーション映像の制作

(ア) 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、本市と協議を行い、構成を決定する。決定した内容を基に、脚本やデザイン等を作成する。

(イ) 映像作成

企画構成に基づき、必要な映像素材の取材・撮影や調達、作画等を行う。

(ウ) 編集

映像の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ（外国語含む）等を効果的に入れる。また、完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。なお、発注者が求めた場合、受注者同席の中間報告を行う。

(エ) 調整業務等

制作に関する一切の関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エキストラの募集等を必要に応じて随時行う。

(オ) 権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務を契約履行完了までに行う。

(2) 首都圏での制作発表会の開催

(ア) 企画運営

プロポーザルでの企画提案内容を基に、本市と協議を行い決定する。決定した内容を基に、業務遂行に必要な次の業務を行うこと。なお、開催時期は令和2年2月上旬とする。

《開催日までの業務》

①当日の進行表及び進行シナリオの作成

②使用するメディア向け資料の作成

③進行するMCの確保

④出演者の確保

※ メディアへの露出を増やすため、注目度の高い旬のタレントを確保する。

※ 選定にあたっては本市と協議すること。

⑤マスメディア等の確保

※ 情報発信力の高い首都圏のテレビ局や新聞社、雑誌社等に向けて案内状を発送すること。また、発送先については事前に本市と協議すること。

⑥開催場所の確保

※ 発注者と協議のうえ決定する。なお、マスメディアが多く集まりやすく公共交通の利便性が高い場所とすること。

《開催当日の業務》

①マスメディア等出席者の受付・会場案内

②出演者等に対する進行内容の説明

③制作発表会の円滑な運営と進行管理

④会場準備・撤去

⑤資料の準備・配布

⑥記録写真の撮影

《開催後の業務》

①出席者実績（名簿、出席者名刺コピー）の取りまとめ及び報告

②欠席マスメディアへの配信

③マスメディアへの掲載の要請

④効果測定

※ 制作発表会の開催によるパブリシティ効果を測定する。露出したメディア名や回数、また、それらの広告換算費を本市に報告する。

(イ) 調整業務等

発表会の開催に関する関係機関等への連絡調整、制作発表会に関する一切の諸経費の支払い、業務遂行備品の調達、傷害・賠償保険等への加入等を必要に応じて随時行う。

7 シティプロモーション映像制作物の種類・構成等

(1) 構成

(ア) 交流人口編（本編：3分程度 ダイジェスト版：30秒）

- ・交流人口の増加に繋がる映像とすること。

(イ) 定住人口編（本編：3分程度 ダイジェスト版：30秒）

- ・定住人口の増加に繋がる映像とすること。

(2) 映像の条件

- ・画面縦横比は16：9とする。
- ・映像の解像度は4Kとする。
- ・ドローンなど、映像制作するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心を掴むような映像に仕上げること。
- ・映像制作にあたっては、新規撮影を原則とする。ただし、天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、借用映像を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は受注者が行うこと。

(3) 映像使用期間

納品日から5年間

(4) 映像使用想定媒体

YouTube、デジタルサイネージ、イベント等

8 著作権

- ・本業務の実施により完成した映像の著作権は、本市に帰属するものとし、映像使用期間内の利用及び複製、再編集は本市において自由に行うことができるものとする。
- ・タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等、映像使用期間内の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- ・映像使用期間内において著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

9 成果品の納入及び委託金の支払いについて

(1) 納品物

(ア) 映像制作に係るもの

- ・ブルーレイディスク：10枚

すべての映像を高画質で1枚にまとめたもの（メニュー画面、盤面ラベル、パッケージ対応）

- ・XD-CAM：1本

すべての映像（動画）の高画質映像を1本にまとめたもの（ラベル対応）

- ・DVD：50枚

すべての映像を1枚にまとめたもの（メニュー画面、盤面ラベル、パッケージ対応）

- ・データ形式SDカード：1枚

すべての映像データを4K及びHD品質で1枚にまとめたもの（ラベル対応）

(イ) 制作発表会に係るもの

- ・プレスキットDVD：50枚（制作発表会マスコミ配布用）
発表するすべての映像及び資料等をデータ形式で1枚にまとめたもの（盤面ラベル、パッケージ対応）
- ・出席者に配布するPR物を収納する綿製手提げ袋（片面プリント）：100枚
- ・出席者実績（名簿、出席者名刺コピー）、当日写真データ：紙媒体1部、CD-R1枚
制作発表会におけるマスメディア出席者をまとめたもの
※ 写真データについては紙媒体不要
- ・効果測定結果報告書：紙媒体1部、CD-R1枚
制作発表会の開催によるパブリシティ効果の測定結果をまとめたもの

(2) 支払い

本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

10 委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

11 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記仕様書」に従うこととする。

13 留意事項

- (1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、本市と受注者において別途協議の上、対応するものとする。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (4) 受注者は、本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。